

役員・評議員等の報酬および費用弁償に関する規程

社会福祉法人 愛泉会

社会福祉法人愛泉会

役員・評議員等の報酬および費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人愛泉会の役員並びに評議員等の報酬および費用弁償について定めるものである。

(用語の定義)

第2条 この規程の用語の定義は、以下に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事、監事をいう。
- (2) 評議員等とは、評議員および意見を求められて会議に出席する苦情解決委員をいう。

(報酬・費用の内容)

第3条 この規程でいう報酬および費用とは、以下のものを指していう。

- (1) 報酬とは、別表1に定める業務に従事した役員および評議員等に対して支払われるものをいう。
- (2) 費用とは、別表1に定める業務に従事した役員および評議員等に対して支払われる旅費、宿泊費など業務遂行に要した費用をいう。

(報酬の額)

第4条 報酬の額は、別表2に定めるところによる。ただし、職員を兼務する役員・評議員等については、施設で支給する給与等とし、この規程による報酬並びに費用は支給しない。

2 理事長の報酬は、月額180,000円、賞与6月・12月に各1.5カ月を支給する。

(費用の額)

第5条 費用は、別表3に定めるところによる。

(改正)

第6条 この規程を改正、または廃止しようとする時は、理事会の議決を経なければならない。

付 則 平成16年4月1日 施行  
平成30年4月1日 改定施行

別表1 対象となる業務の内容

区 分	A 理事会・評議員会	B 外部会議・研修	C 折衝・立会い・指導
理 事	理事会への出席	外部会議・研修への出席	事業遂行に必要な折衝・立会い・業務指導
監 事	理事会・評議員会への出席	外部会議・研修への出席	監査・業務指導
評 議 員	評議員会への出席	外部会議・研修への出席	事業遂行に必要な立会い
苦情解決委員	意見を求められ理事会・評議員会へ出席		

別表2 報酬の額

区 分	A 理事会・評議員会	B 外部会議・研修	C 折衝・立会い・指導
金 額	1回 5,000円	1日 5,000円	1日 5,000円

別表3 費用の額

区 分	理 事 会	評 議 員 会	監 事 監 査	外 部 会 議 ・ 研 修	折 衝 ・ 立 会 い ・ 指 導
交通費	5,000円	2,000円	5,000円	5,000円	5,000円
宿泊費				15,000円	15,000円